

みやざきエコアクション 申し込みから認定証交付までの流れ

	取組主体	取組内容
1	事業者	「みやざきエコアクション申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、宮崎市環境政策課へ提出する（郵送、メール、FAX可）。
2	市	申し込みのあった事業者に対して制度の詳細について説明する。
3	事業者	「みやざきエコアクション認証規格」に適合するエコアクションシステムを構築し、文書化（「みやざきエコアクション報告書」を作成）する。 ※エコアクションシステムの構築については別紙「みやざきエコアクションシステムの構築の流れ」参照
4	事業者	一定期間（最低3ヶ月間）、エコアクションシステムを運用しながら、実行したことを「みやざきエコアクション報告書」に記録する。
※3、4の取組は、ご要望に応じて、本市でサポートいたします。		
5	事業者	一定期間（最低3ヶ月間）、エコアクションシステムを運用した後、「みやざきエコアクション認証申請書」（様式第2号）に必要事項を記入し、宮崎市環境政策課へ提出する（郵送、メール、FAX可）。
6	市	審査員を事業所に派遣し、審査（ヒアリング、現場確認等）を実施する。
7	判定委員会	上記の審査結果を踏まえて、認証の適合・不適合について総合的に判定する。（年2回程度開催）
8	市	認証することが適当であると判定した事業者に対して、市長が認定証を交付する（有効期限：認証の日から3年間）。 市ホームページに認証事業者として掲載する。
9	事業者	みやざきエコアクション認証事業者として、認証規格に基づき、システムを継続的に運用する。

みやざきエコアクション 中間審査、更新審査の流れ

	取組主体	取組内容
1	事業者	「みやざきエコアクション認証規格」に基づき、システムを継続的に運用する。
2	事業者	(1、2年目決算時期) 「みやざきエコアクション報告書」を作成し、決算月終了後、2ヶ月以内に環境政策課に報告書を提出する。
3	市	提出された報告書内容を審査し、「中間審査判定結果報告書」を事業者宛に送付する。
4	事業者	(3年目決算時期) 「みやざきエコアクション報告書」を作成し、決算月終了後、2ヶ月以内に環境政策課に報告書を提出する。
5	市	審査員を事業所に派遣し、審査（ヒアリング、現場確認等）を実施する。
6	判定委員会	上記の審査結果を踏まえて、認証更新の適合・不適合について総合的に判定する。（年2回程度開催）
7	市	認証更新することが適当であると判定した事業者に対して、市長が認定証を交付する（有効期限：認証の日から3年間）。
8	事業者	みやざきエコアクション認証事業者として、認証規格に基づき、システムを継続的に運用する。